

# ○ 派遣元指針に基づく情報の公開

派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を適切に選択できるよう、労働者派遣の実績、派遣料金の額、派遣労働者の賃金の額、教育訓練その他事業運営の状況に関する情報を公開することとされている。(平成20年4月1日から適用)

## 公開の例

### 労働者派遣の実績

労働者派遣の実績	内容
派遣先の件数	285件
派遣労働者数	4,435人 (1日平均)
日雇派遣労働者数	1,873人 (1日平均)

事業報告書に記載しているものと同様のことを公開する。

### 教育訓練

教育訓練の種類	内容
パソコン研修	ワープロソフト、 表計算ソフトの操作方法
派遣前講習	新規採用時の関係法令 の講習

### 派遣料金の額、派遣労働者の賃金の額

業務	派遣料金 (1日(8時間当 たり)の額)	賃金 (1日(8時間当 たり)の額)
全体	15,577円	10,571円
日雇派遣	13,998円	9,500円
事務用機器操作 (5号)	14,479円	10,060円
ファイリング(8号)	13,372円	9,172円
販売	13,404円	9,096円
製造業務	12,597円	8,549円

事業報告書に記載しているものと同様のことを公開する。

事業報告書に記載された区分のみならず、派遣労働者に分かりやすい区分でも、公開することが望ましい。

派遣元事業主は、これらの情報について、  
①ホームページに掲載する、  
②説明用の文書を用意する等の方法で、公開する。

## ○ 派遣労働者の教育訓練について(1)

教育訓練については、「受けていない」とする派遣労働者が多く、受けてる場合は、「パソコン・ワープロ操作（42.6%）、「マナー」（39.0%）、「一般教養・常識」（29.4%）などが多い。

### 【派遣労働者が教育訓練を受けた時期（複数回答）＜派遣労働者＞】

(%)

	新規採用・登録時	派遣直前	派遣後	受けていない	不明
総数	23.8	17.8	26.6	45.2	2.5
登録型	16.2	17.6	22.2	54.9	1.7
常用型	29.1	18.3	29.6	38.6	2.7

### 【教育訓練の方法（複数回答）＜派遣労働者＞】

(%)

	派遣会社でのOff-JTを受けた	派遣会社でのOJTを受けた	派遣先で受けた	他の教育訓練施設で受けた	その他	不明
総数	33.5	36.9	47.2	13.5	2.3	8.8
登録型	38.9	28.1	45.9	10.0	2.2	9.8
常用型	30.9	41.6	47.5	15.3	2.3	7.7

### 【教育訓練の内容（複数回答）＜派遣労働者＞】

(%)

	パソコン・ワープロ操作	ソフトウェア開発関係	一般常識・教養	語学	マナー	車輛運転	接客	営業	介護	物の製造	医療	その他	不明
総数	42.6	15.9	29.4	2.7	39.0	2.9	13.6	2.2	1.8	4.7	1.5	18.3	5.7

## ○ 派遣労働者の教育訓練について(2)

教育訓練を実施するに当たっては、業務上の都合で実施しにくいとする派遣元事業主が多い。一方、派遣先においては、85.4%が派遣元事業主が行う教育訓練等に可能な限り協力していると回答している。

【派遣元事業主が教育訓練を行うに当たっての問題点（複数回答）＜派遣元事業主＞】

(%)

	自社に教育訓練実施に係るノウハウがない	実施すべき教育訓練の内容の把握が難しい	業務の都合で実施しにくい	コストがかかりすぎる	労働者が受講を希望しない	予定した教育訓練の効果が得られにくい	教育訓練を受けてやめてしまう人がいる	教育訓練による技能の向上を評価するノウハウがない	その他	不明
一般労働者派遣事業主	11.8	20.4	44.4	26.7	20.7	11.2	27.8	11.5	3.9	12.5
特定労働者派遣事業主	11.9	17.3	44.7	23.1	7.0	13.3	11.1	8.6	4.4	19.5

【派遣労働者の知識、技術、経験等を活かして、就業機会と密接に関連する教育訓練の機会の確保に努めているか＜派遣元事業主＞】

(%)

	はい	いいえ	不明
一般労働者派遣事業主	85.6	10.4	4.0
特定労働者派遣事業主	84.4	9.2	6.4

【派遣元事業主が行う教育訓練・能力開発について可能な限り協力しているか＜派遣先＞】

(%)

はい	いいえ	不明
85.4	9.7	4.9

## ○ 派遣労働者の福利厚生等について(1)

労働・社会保険については、8割以上の派遣労働者が加入している。

### 【労働・社会保険の加入状況<派遣労働者>】

- 雇用保険・・・88.7%  
(登録型:84.7%、常用型:91.8%)
- 健康保険・・・85.1%  
(登録型:80.9%、常用型:88.2%)
- 厚生年金・・・82.4%  
(登録型:78.2%、常用型:85.7%)

## ○ 派遣労働者の福利厚生等について(2)

福利厚生等については、派遣先の労働者との均衡に配慮した措置が9割前後の派遣元事業主で講じられている一方で、派遣先では、福利厚生等の実情把握ための情報提供を行わない派遣先も2割以上見られる。

【福利厚生等の措置について、派遣先の労働者との均衡に配慮して必要な措置を講ずるよう努めているか＜派遣元事業主＞】

(%)

	はい	いいえ	不明
一般労働者派遣事業主	94.3	3.1	2.6
特定労働者派遣事業主	89.2	4.2	6.6

【派遣労働者が使用することのできる施設（複数回答）＜派遣先＞】

(%)

診療所	社員食堂	休養、娯楽施設	その他	施設そのものがない	不明
25.3	52.6	47.4	6.6	28.2	0.0

【福利厚生等の実情把握のための、派遣元事業主への必要な情報の提供を行っているか＜派遣先＞】

(%)

はい	いいえ	不明
73.6	22.4	4.1

## ○ 派遣労働者の苦情について(1)

苦情（不満）のある労働者は苦情がない労働者よりも少ないものの、苦情（不満）がある場合は主に派遣先に原因があると考えられている。

【派遣労働者の過去1年間の苦情（不満）の有無＜派遣労働者＞】

(%)

	苦情あり	苦情なし	不明
総数	27.9	67.3	4.8
登録型	33.6	62.0	4.4
常用型	24.4	70.9	4.7

【苦情（不満）の発生原因＜派遣労働者＞】

(%)

	主に派遣元	主に派遣先	いずれともいえない	不明
総数	17.3	48.0	30.7	4.1
登録型	12.4	51.0	33.3	3.4
常用型	21.7	44.7	28.7	4.8

## ○ 派遣労働者の苦情について(2)

苦情の申し出先は半分以上が派遣元責任者となっているが、苦情が解決しないことが多くなっており、その理由としては、派遣元事業主や派遣先が問題解決に消極的であることが多くなっている。

### 【苦情の申し出先<派遣労働者>】

(%)

	派遣元責任者	その他の派遣元の担当者	派遣先責任者	その他の派遣先の担当者	ハローワーク又は労働局	ハローワーク又は労働局以外の行政機関	不明
総数	53.6	12.3	12.7	3.6	0.7	0.4	16.7
登録型	52.6	16.8	9.5	5.4	0.5	0.8	14.4
常用型	54.1	8.5	15.9	1.9	1.0	0.0	18.6

### 【苦情の解決状況<派遣労働者>】

(%)

	すべて解決した	ほとんど解決した	あまり解決しなかった	全く解決しなかった	不明
総数	8.5	17.6	37.6	26.1	10.1
登録型	10.1	22.7	36.6	20.6	10.1
常用型	7.0	13.0	38.7	30.9	10.4

### 【苦情が解決に至らない理由（複数回答）<派遣労働者>】

(%)

	派遣会社が問題解決に消極的である	派遣元責任者が問題解決に消極的である	派遣先が問題解決に消極的である	派遣先責任者が問題解決に消極的である	派遣先が派遣制度を理解していない	派遣会社と派遣先の関係が円滑でない	その他	不明
総数	26.2	17.4	25.9	15.8	10.2	7.1	15.1	29.1
登録型	23.5	16.1	26.1	16.1	13.2	8.6	14.9	31.0
常用型	28.6	18.7	26.0	15.6	7.3	6.0	15.3	27.3

## ○ 派遣労働者の苦情について(3)

苦情の内容については、「派遣先の上司・同僚との人間関係に問題がある」（13.8%）、「給与等賃金関係に不満がある」（13.0%）、「派遣契約と実際の業務の内容が違う」（11.7%）が多くなっている。

【派遣労働者が申し出た苦情の内容（複数回答：5つまで）＜派遣労働者＞】

	(%)		
	総数	登録型	常用型
派遣先の上司・同僚との人間関係に問題がある	13.8	17.3	10.9
給与等賃金関係に不満がある	13.0	13.4	12.1
派遣契約と実際の業務の内容が違う	11.7	15.0	8.9
派遣先で働く他の派遣労働者との人間関係に問題がある	7.4	9.5	5.6
就業時間、時間外労働、休日労働について派遣契約と実際が違う	6.5	6.7	6.5
安全衛生上の措置が不十分である	3.2	3.9	2.4
派遣先の上司以外からも指揮命令を受ける	2.6	3.6	1.5
その他の派遣契約違反がある	2.6	2.6	2.7
セクハラを受けた	2.1	3.1	0.7
賃金、諸手当が契約と違う	2.0	1.3	2.7
派遣先に自分の履歴(履歴書)等が出回っている	1.5	1.6	1.5
朝礼等への参加を強制される	1.4	1.6	1.2
派遣先より就業を断られた	0.4	0.5	0.2
その他	5.9	5.7	6.3
不明	0.5	0.3	0.7



# ○ 労働者派遣契約の中途解除について

雇用契約期間中に労働者派遣契約を中途解除されたことのある派遣労働者はあまりみられないものの、中途解除があった場合は、派遣先の事業計画の変更・中止等によることが多い。

【派遣途中で労働者派遣契約が解除されたことの有無<派遣労働者>】

(%)

	よくある	たまにある	ほとんどない	まったくない	不明
総数	0.2	1.7	3.5	91.6	3.0
登録型	0.4	2.1	3.8	90.8	2.9
常用型	0.1	1.5	3.2	92.4	2.8

【中途解除の理由(複数回答)<派遣労働者>】

- 派遣先の事業計画の急な変更・中止等があったため(54.1%)
- 知識・技術が派遣先の要望と食い違っていたため(13.2%)
- 派遣先の上司・同僚との人間関係に問題があったため(8.8%)
- 派遣先の欠員補充が可能となったため(8.8%)

【中途解除の原因<派遣労働者>】

- 主に派遣会社にある・・・5.7%
- 主に派遣先にある・・・66.7%
- 主に自分自身にある・・・3.8%
- いずれとも言えない・・・16.4%

【中途解除があった際の派遣元事業主の対応<派遣労働者>】

(%)

	他の派遣先をすぐに見つけてもらった	他の派遣先をある程度の期間をおいて見つけてもらった(休業手当あり)	他の派遣先をある程度の期間をおいて見つけてもらった(休業手当なし)	雇用契約期間の終了まで他の派遣先は紹介されなかった(休業手当あり)	雇用契約期間の終了まで他の派遣先は紹介されなかった(休業手当なし)	雇用契約期間中に解雇された(事前予告あり)	雇用契約期間中に解雇された(解雇予告手当あり)	雇用契約期間中に解雇された(解雇予告手当なし)	その他	不明
総数	47.2	7.6	15.1	1.3	5.0	5.0	1.9	1.3	7.6	8.2
登録型	39.7	4.1	17.8	2.7	5.5	8.2	4.1	1.4	8.2	8.2
常用型	54.9	11.0	12.2	0.0	4.9	2.4	0.0	1.2	6.1	7.3

【中途解除があった際の派遣先の派遣元事業主に対する対応(複数回答)<派遣元事業主>】

(%)

	打ち切り前の予告があった(予告期間1ヶ月以上)	打ち切り前の予告があった(予告期間1ヶ月未満)	派遣労働者の新たな就業機会の確保への協力があつた	損害賠償の支払いがあつた	その他	特段の措置は講じられなかった
総数	72.5	32.3	19.1	6.9	1.1	16.5
一般労働者派遣事業所	71.2	38.1	19.5	9.3	1.3	17.8
特定労働者派遣事業所	76.1	16.5	18.2	0.6	0.6	13.1